

指摘事項に対する検証について

令和2年1月22日

奄美市教育委員会

1 9月の指導への評価

(1) Bさんの事情を把握していないこと（P40～P41）

- ・ Bさんが保健室を訪れた後の対応について
→X教諭は事情を把握しないまま、思い込みを基に関係のない話をした。
- ・ Bさんが他の生徒より「された」とする行為について丁寧な聴き取りをせず、「いじめ」あるいは「嫌がらせ」と判断し、個々の行為を行った生徒を叱責していること。
- ・ Bさんへの特段の対応が行われず、欠席しなかったことで解消と考え、継続的なフォローが行われていないこと。

ア 対応等

- ・ X教諭は、Bさんがどのような経緯で保健室に来たのか、その直前に授業を担当していたY教諭、Bさんの様子を気にかけて声をかけた支援員、支援員から事情を聞いた養護教諭に事情の確認をしていない。
- ・ Bさんが泣きながら保健室に来室したことを聞いたX教諭は、Bさんに嫌なことがあったら話すように伝えた。
- ・ X教諭は、Bさんの話を聞いて、単に他の生徒から何をされたのかだけを聴き取り、Bさんが受けた行為は「いじめ」あるいは「嫌がらせ」であると判断し、個々の行為を行った生徒の行動を問題と捉えて呼び出して、叱責し、指導した。
- ・ 教諭は、各行為を行ったとされる生徒10名全員を、その日の放課後に1年2組の教室に集めて、Bさんが述べた各行為を行ったかどうか確認し、指導した。その後、個別にBさんに謝罪をさせた。
- ・ 名前が上がった生徒たちから言い分を聞くことをしていなかった。
- ・ X教諭は各生徒の保護者に対して事案についての説明はしなかった。

イ 問題点

【学校】

- ・ 「嫌なことをされた」と訴えたBさんのみの意見ばかりを聞き、指導したこと。
- ・ Bさんが授業中に感じた辛さや、Bさんが嫌だと感じたことについて、Bさんの気持ちや受け止め方、背景、事実関係等について、丁寧に聴き取り、Bさんの気持ちに寄り添って対応をすべきであったこと。
- ・ Bさんから名前の挙がった生徒たちを呼び出し指導しているが、その生徒たちからの状況の聴き取りがなされていないこと。
- ・ 管理職へ報告し、関係職員間で情報共有し、指導方針を決定すべきであったが、それがなされていないこと。

- ・ 保護者への説明がなされていないこと。
- ・ この指導後Bさんに対して、状況の確認をしていない。また、Bさんの欠席がなかったことのみで問題が解消したと判断したこと。
- ・ それぞれの事案が個別に行われたにも関わらず、その日のうちに指導を行っていること。
- ・ 事案発生時の生徒からの聴き取りが、時間をかけて行われていなかったこと。
- ・ どうしてこのような行動を行ったのかなど、行動の背景についてまでの聴き取りが不十分であったこと。

【教育委員会】

- ・ 生徒指導事案に対する情報共有・組織対応の大切さについて、各種研修会において指導しているが、各学校で行われている情報共有・組織対応についての詳細な実態把握をしていなかったこと。
- ・ 生徒指導における情報共有・組織対応についての具体的な方策等について示していなかったこと。
- ・ 「いじめ」や「嫌がらせ」を訴えた生徒への聴き取り方や、名前が挙がった生徒への聴き取りの方法等について、具体的な方策や留意点を示していなかった。また、それらに関する研修等の機会を設けなかったこと。

ウ 原因・考察

- ・ このときの担任の思いとして「早くこの状況をなくしていかないといけない」と感じていた。そのため、早期解決を図ることを優先したことで、管理職への報告や関係職員との連携を怠り、単独での指導につながったのではないかと考えられる。

また、基本的には学年のことは学年で指導していたようである。生徒指導主任という立場ではあったが、学年部で起こったことは学年部で対応することが基本であったために、担任の立場として指導したのではないかと考えられる。

- ・ 嫌なことをされたと訴えたBさんのみの意見ばかりを聞いたために、Bさんが他の生徒から何か嫌なことをされたと思い込んだ。本来であれば、Bさんがどのような経緯で保健室に来たのかについて、その直前に授業していた教科担、Bさんの様子がいつもと違うことに気が付き「大丈夫」と声をかけていた支援員と支援員からBさんの事情を聞いていた養護教諭から、Bさんの状況を確認した上で、指導すべきであった。まずは、Bさんが感じた辛さや苦しさを受け止め、Bさんの気持ちやされた行為への受け止め方について把握し、Bさんから名前の挙がった生徒への聴き取りをするべきであった。

【正確な情報の把握→指導方針の決定→関係者（保護者）への連絡→関係生

徒からの聴き取り→聴き取り内容の集約→個別指導（状況により学級・学年等の全体指導）】

- ・ 嫌なことをされたと訴えたBさんの聴き取りについても、十分なものとは言えない。「いつ起こったのか」「どこで起こったのか」「誰がしたのか」「何をしたのか」「どのようにしたのか」「そのときの心情」も含めて、丁寧に聴き取りをし、Bさんが他の生徒からされた行為について、詳細に把握するべきであった。

しかし、他の生徒から「された行為」を中心に聴き取ったために、Bさんが受けたとされる行為は「いじめ」あるいは、「嫌がらせ」であると判断した。その判断の基、他の生徒たちに対してそのときの行為のみを問題であるとし、叱責し指導している。

- ・ Bさんから名前の挙がった生徒たちからの聴き取りについても、その行為だけを聞き取るのではなく、「いつから続いているか」「どこで行ったか」「誰が行ったか」「どのような行為をしたのか」「なぜそういう行為に至ったのか」「そのときの心情」も含めて、丁寧に聴き取りをすべきであった。
- ・ 生徒指導事案に対して、組織が機能するためには、定められているマニュアル通りに実践することも大切である。ただし、事案や状況によっては、それ通りに対応できないこともあり得るが、マニュアルに定められている対応をすることで、指導における課題や反省が見つかり、指導改善につながるものである。その過程を積み重ねることで、その学校の実態に応じた独自の生徒指導態勢が確立し、やがてそれが組織的な指導として機能すると考えられる。
- ・ 事実確認もそうであるが、Bさんが教室で泣いたことについて、教科担任や支援員、養護教諭、学年主任等で情報を確認し、事実確認の仕方や指導方針等について、協議、決定して対応をすべきであった。
- ・ 教育委員会としても、生徒指導事案に対してチーム学校として対応することの大切さを指導しているが、各学校で行われている生徒指導の状況についての見届けが不足していた。

エ 再発防止策

- ・ 生徒指導事案が発生したときの対処方法について、定期的に確認する。
- ・ 単独での指導を防ぐために、必ず複数で対応するように共通理解を図る。
- ・ 一部の職員だけではなく、全ての職員が情報共有できる態勢を整える。
- ・ 日頃から、複数の目で子どもの様子を見守りながら生徒指導事案へ対応するためにも、望ましい情報共有の在り方について、周知・徹底を図る。
- ・ SC（スクールカウンセラー）や養護教諭にも協力を仰ぐなど、組織で対応するという意識を高める。
- ・ 事の大小に関わらずいじめ事案には、児童生徒から訴えがあったことにつ

いて、一人で判断せず、組織として対応すべきであることの認識をすべての職員に理解させるような指導や研修の機会を確保する。

- ・ いじめ事案が発生したときに、管理職へ報告し、事実確認の仕方や指導方針等について、協議、決定するなど組織で対応することを再度、周知徹底する。
- ・ 事案発生時の対応について、事例研修を含めたケーススタディを実施する。
- ・ 児童生徒への聴き取りの望ましい在り方や、その方法等についての研修に取り組む。

(2) 情報共有・組織対応の欠如（P41～P43）

- ・ 他教諭と情報共有、協議もなく、10名の生徒への指導を実施
- ・ 本指導と、「〇〇の教育」に記載の“組織対応”との矛盾の指摘
- ・ 指導におけるY教諭との連携不足
→計画のない丁寧さを欠く拙速な対応
- ・ 生徒指導委員会でこのことを共有したにも関わらず、個人対応をそのまま見過ごした事→〇〇中学校全体の問題

ア 対応等

- ・ X教諭は、Bさんが泣きながら保健室に来た事情について、他の教員から事情の聴き取りを行っていない。
- ・ Bさんの様子について把握していた支援員や養護教諭についても、X教諭をはじめ他の教員と十分な情報共有を行っていない。
- ・ 他の関係職員と情報共有や事後対応について、協議をすることなく単独で複数名に対して、一斉に指導した。また、生徒に対する丁寧な聴き取りができていなかった。

イ 問題点

【学校】

- ・ 本来であれば、「〇〇の教育」に記載されているように、情報共有・組織対応すべきであったが、それがなされていないこと。
- ・ 単独で、複数名に対して一斉に指導したこと。
- ・ それぞれの事案が個別に行われたにも関わらず、その日のうちに一斉に指導まで行っていること。
- ・ 事案発生時の生徒からの聴き取りが、じっくりと時間をかけて行われていなかったこと。
- ・ どうしてこのような行動を行ったのかなど、行動の背景についての聴

き取りが不十分であったこと。

- ・ X教諭は、指導が必要な「いじめ」ないし「嫌がらせ」と判断していたにもかかわらず、事前に他の教員と情報共有をして、対応を協議したり、業務分担したりせずに、一人の判断で行動し、組織対応を行っていないこと。
- ・ 9月15日に指導を受けた10名の生徒のうち3名は1年1組の生徒である。X教諭は、担任であるY教諭に対して、放課後に生徒指導をする旨伝えていたようであるが、Y教諭とX教諭が協議をして方針を決めたり、Y教諭に協力を求めたり、役割を分担しようとした形跡もうかがえないし、1年2組には副担任がいたが、副担任に相談した形跡もうかがえないこと。

【教育委員会】

- ・ 生徒指導事案に対する情報共有・組織対応の大切さについて各種研修会において指導しているが、各学校で行われている情報共有・組織対応についての詳細な実態把握をしていなかったこと。
- ・ 組織的な生徒指導態勢の確立のために、マニュアルを作成するように各学校に指導しているが、「〇〇の教育」も含め、各学校で教育課程に記載されているマニュアルについて、記載されている手順通りにきちんと実践されているかどうかの実態把握をしていなかったこと。

ウ 原因・考察

- ・ Bさんがどのような経緯で保健室に来たのかについて、その直前に授業していた教科担任、Bさんの様子がいつもと違うことに気付き「大丈夫」と声をかけていた支援員と支援員からBさんの事情を聞いていた養護教諭がいた。

本来であれば「〇〇の教育」の通りに、知り得た情報について関係者で情報を共有し、複数で指導に当たるべきであった。「〇〇の教育」通りにできていないということは、生徒指導態勢について共通理解ができていなかったと考えられる。また、基本的には学年のことは学年で指導していたようである。生徒指導主任という立場ではあったが、学年部で起こったことは学年部で対応することが基本であったために、担任の立場として単独で指導した結果、「〇〇の教育」通りの指導ができなかったのではないかと考えられる。

そのため、定期的に生徒指導態勢に関する共通理解の場を設定するべきであった。(年度当初には、確認をしている。)

- ・ 「〇〇の教育」には組織対応をすることの他、管理職の役割分担として「日常的に発生する小さな問題行動に対し、平素から組織として対応する訓練をしておく。」と明記されている。

しかし、生徒指導委員会において、単独で指導したことを把握したにも関わらず、単独での指導を改善することはなかった。その結果、組織対応では

なく、単独での指導が続けられることになったと考えられる。

- ・ Bさんが受けた行為が「いじめ」にあたるかどうかについても、どこで誰が判断したのかが分からないまま単独で指導にあたっている。早期対応を図ることが必ずしも丁寧な対応にはならない。
- ・ 教育委員会としても、各学校が作成している生徒指導に関するマニュアルが機能化するように各種研修会等で指導していたが、その見届けが徹底されていなかった。

エ 再発防止策

- ・ 日頃から、複数の目で子どもの様子を見守りながら生徒指導事案へ対応するためにも、望ましい情報共有・組織対応の在り方について、周知・徹底を図る。
- ・ SC（スクールカウンセラー）や養護教諭にも協力を仰ぐなど、組織で対応するという意識を高める。
- ・ 事の大小に関わらずいじめ事案には、児童生徒から訴えがあったことについて、一人で判断せず、組織として対応すべきであることの認識をすべての職員に理解させるような指導や研修の機会を確保する。
- ・ 事案発生時の対応について、事例研修等を含めたケーススタディを実施する。
- ・ 児童生徒への聴き取りの望ましい在り方や、その方法等についての研修に取り組む。

(3) Aさんら生徒に対する指導における問題点（P43～P45）

- ・ 10名の各行為は、時期や場面が異なるにも関わらず、一人一人に事実を確認せず、事実確認→指導→謝罪という段階を丁寧に踏まず、同日中に一律に謝罪まで行わせていること→粗雑で拙速な対応
- ・ Bさんに対し、「行為」を認めた生徒に対し、言い分を聞いて、受け止めたり、行為時の事実確認を丁寧に行ったりしていないこと。
- ・ 言い分を丁寧に聞き取ることが、正確な事実確認や納得のいく生徒指導にもつながり、これこそが「自尊感情」を高め「生徒理解」に基づく生徒指導であること。
- ・ ここまでの経緯から、X教諭は行為を行ったとされる生徒への聴き取りや、言い分が異なる場合のBさんへの再確認、他の生徒への確認等を怠ったと考えられること。
- ・ 「早期対応」が必ずしも「適切な対応」とは言えず、この拙速な対応が、Aさんらが不満をもつことにつながったこと、また、2週にわたる学級通信での記述がAさんの不満を増幅させたと考えられること。

<p>ア 対応等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ X教諭は、Bさんから話を聞いたその日のうちに、Bさんから名前が出てきた関係生徒10名を一度に集めて事実確認や指導をした。 ・ X教諭はBさんから聴き取った行為について、関係生徒10名へ指導する際に、各生徒に対してやったかやってないかを確認し、行為をしたこと自体を認めた生徒には叱責をして、Bさんに謝るように指導した。 ・ 各生徒に対して、言い分を聞いてそれを受け止め、行為時の状況の事実確認を丁寧に行っていなかった。
<p>イ 問題点</p>
<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10名の各行為は、時期や場面が異なるにも関わらず、一人一人に丁寧な事実確認をせず、同日中に一律に謝罪まで行わせていること。 ・ 10名の生徒に対し、その言い分を聞いて受け止め、行為時の事実確認を丁寧に行っていないこと。 ・ 本来であれば「〇〇の教育」に記載されているように情報を共有し、関係職員と連携した組織対応をすべきであったが、それがなされていないこと。 <p>【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心に寄り添う指導の徹底について、各学校への指導が徹底されていなかったこと。 ・ 生徒指導事案に対する情報共有・組織対応の大切さについて各種研修会において指導しているが、各学校で行われている情報共有・組織対応についての詳細な実態把握をしなかったこと。 ・ 組織的な生徒指導態勢の確立のために、マニュアルを作成するよう各学校に指導しているが、「〇〇の教育」も含め、各学校で教育課程に記載されているマニュアルについて、手順通りにきちんと実践されているかどうかの実態把握をしていなかったこと。
<p>ウ 原因・考察</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ Bさんがどのような経緯で保健室に来たのかについて、その直前に授業していた教科担任、Bさんの様子がいつもと違うことに気が付き「大丈夫」と声をかけていた支援員と支援員からBさんの事情を聞いていた養護教諭がいた。 <p>本来であれば、「〇〇の教育」の通りに、知り得た情報について職員から事情の聴き取りを行い、関係者で情報を共有し、複数で指導にあたるべきであった。やはり、詳細な事実確認を抜きにして、指導の必要性や対象、指導方</p>

針を決めることはできない。

9月の指導において、組織的に複数で聴き取りができなかったのは、担任がBさんの話だけをもって「いじめ」ないし「嫌がらせ」と判断したために、「この状況を早くなくしていかないといけない」と感じ、単独で、早期対応を図ったことが要因ではないかと考えられる。「〇〇の教育」に示されているとおりにできていないということは、生徒指導態勢について共通理解ができていなかったと考えられる。そのため、定期的に生徒指導態勢に関する共通理解の場を設定するべきであった。

- ・ Bさんから名前の挙がった生徒たちからの聴き取りについても、その行為だけを聞き取るのではなく、「なぜBさんにそのようなことをしたのか」「そのときの心情や背景」等も含めて、複数の職員で、丁寧に聴き取りをすべきであった。
- ・ 基本的には学年のことは学年で指導していたようである。生徒指導主任という立場ではあったが、学年部で起こったことは学年部で対応することが基本であったことに加えて、担任の立場として指導したのではないかと考えられる。

また、日頃から「〇〇の教育」に示されている通りの生徒指導が実践できていれば、今回の指導についても、関係生徒に対して、複数での聴き取りができていたと考えられるが、できていなかった。そのため、マニュアルはあるがそれが機能していなかったことが考えられる。

- ・ Bさんがどのような経緯で保健室に来たのかについて、直前に授業していた教科担任、Bさんの様子がいつもと違うことに気付き「大丈夫」と声をかけていた支援員と支援員からBさんの事情を聞いていた養護教諭がいた。
組織的な聴き取りをするために、この段階で関係者から情報を聴き、共有した上で、Bさんから詳細な聴き取りをすべきであった。また、Bさんから名前の挙がった生徒たちも複数いた。その生徒個々の状況は実施時期や場面が異なるために、個別に聴き取りをすべきであったが、それをしなかった。やはりこの場面の判断が、組織的な聴き取りを妨げた原因であると考えられる。
- ・ Bさんから名前の挙がった生徒たちへの指導は、Bさんからの聴き取りをもって「いじめ」ないし「嫌がらせ」として指導している。行為をしたこと自体を認めた生徒には、叱責をしてBさんに謝るように指導している。しかし、Bさんから名前の挙がった生徒たちの行為は、実施時期や場面が異なり、それぞれの行為を行った際の事情は異なるにも関わらず一斉に指導した。

各生徒の言い分が必ずしも行為を正当化するものではない場合もあるが、思い当たることのない場合や故意ではない場合もあるし、行為に至った経緯に事情がある場合もある。最初から指導ありきで話を進めた結果、Bさんか

ら名前の挙がった生徒たちも本心や言いたいことを言えなくなってしまい、その結果、生徒の納得にもつながらず、指導に対する不満を口にする生徒もいたと考えられる。

やはり、詳細な事実確認を抜きにして、指導の必要性や対象、指導方針を決めることはできない。

エ 再発防止策

- ・ 日頃から、複数の目で子どもの様子を見守りながら生徒指導事案へ対応するためにも、情報共有を徹底する。
- ・ SC（スクールカウンセラー）や養護教諭にも協力を仰ぐなど、組織で対応するという意識を高める。
- ・ 事の大小に関わらずいじめ事案には、児童生徒から訴えがあったことについて、一人で判断せず、組織として対応すべきであることの認識をすべての職員に理解させるような指導や研修の機会を確保する。
- ・ いじめ事案が発生したときに、管理職へ報告し、事実確認の仕方や指導方針等について、協議・決定するなど組織で対応することを再度、周知・徹底する。
- ・ 事案発生時の対応について、事例研修等を含めたケーススタディを実施する。
- ・ 児童生徒への聴き取りの望ましい在り方や、その方法等についての研修に取り組む。
- ・ 事案が発生した場合、情報を共有し、聴き取りの方法や指導の在り方について、協議し方針を決定して組織的に対応する方法等について示す必要がある。

(4) 記録保存の欠如（P45）

- ・ 本委員会調査時に残されていた記録が、生徒指導委員会での報告書のみで、具体的な指導内容について記載がなく、X教諭と関係生徒のヒアリングのみで事実認定を行ったこと。
- ・ 大島地区の月例報告について、平成27年9月の月例報告では、本事案の報告がなされていない。生徒指導を行う際は、記録を作成し保存することで、情報共有や組織対応はできない。この点も、〇〇中がX教諭に生徒指導について委ねていたことの現れとも指摘でき、当該中学校全体の問題であること

<p>ア 対応等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ その頃行われた生徒指導委員会の報告書には、「B・・・9/15（火）2校時に泣きながら保健室に来室。話をきいたところ、消しカスを投げられる、「きもい、うざい」の言葉など、周囲から嫌がらせを受けていることが分かる。学級・個別に指導」と簡潔な記載しかなかった。 ・ X教諭が行った指導内容については、「その日の放課後に全員を集めて指導。個別にBに謝罪させる。」とだけ記載されており、具体的に記載されていない。 ・ 大島地区の小・中学校では、「大島地区小・中学校生徒指導月例報告」と題する書類を校長名で毎月作成し、教育委員会に、いじめ・問題行動の発生状況や学校の取った措置、現在の児童生徒の状況を報告することになっているが、9月15日の指導に関しては平成27年9月の月例報告において報告がされていない。
<p>イ 問題点</p>
<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が「いじめ」と認識して指導しているのであれば、平成27年9月の月例報告に記載されるべきであるが、記載されていないこと。 ・ 指導したことを記録していなかったこと。 <p>【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記録保存の重要性について、各学校への指導が徹底されていなかったこと。 ・ 各学校の記録保存の状況について、きちんと保存されているかどうかの実態把握をしていなかったこと。 ・ 記録保存の方法やその様式等について、具体的資料を提示しなかったこと。
<p>ウ 原因・考察</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ この時の担任の思いとして「早くこの状況をなくしていかないといけない」と感じていたため、早期解決を図るために、全員を一度に1か所に集めて、同時に謝罪まで行わせてしまったのではないかと考えられる。また、早期に解決を図ろうとしたために、指導時の詳細な記録が残されていないのではないかと考えられる。 ・ 月例報告作成時や校内の生徒指導委員会へ報告する際に、指導記録を見直しながら作成する事案もあるため、指導記録を残すことは重要である。〇〇に限らず、どの学校においても記録保存の重要性は共通理解できているはず

である。

しかし、この指導に関する記録保存は簡潔なものしか残っていない。いじめ問題に限らず生徒への指導を行う際には、記録を作成し、保存しなければ、その指導に関する事後検証ができない。事後検証がなされないということは、同じような指導（詳細な記録が残らない指導）が継続して行われることにつながる。

- ・ 日頃から、生徒指導の記録保存に関して、「誰が記録を残すのか」「どのようにして記録を残すのか」「どのような記録を残すのか」など、複数の職員が関わって記録を残す態勢が取れていなかったのではないかと考えられる。
- ・ 教育委員会としても、各学校に対して記録保存の重要性を指導している。しかし、具体的な記録保存の仕方や、各学校の記録保存の状況把握を徹底してこなかった。

エ 再発防止策

- ・ 生徒指導の記録保存に関して、「誰が記録を残すのか」「どのようにして記録を残すのか」「どのような記録を残すのか」など、全職員で共通理解するための研修を行う。
- ・ 記録保存に関して、様式例を示す。
- ・ 記録すべき事項を具体的に示す。
- ・ 生徒指導にかかる事案の報告に当たり適正な記録になっているかチェックを行い、指導助言を確実に行う。
- ・ 事実のみではなく、どういう指導を生徒にしたのか、その指導に対して生徒たちがどのような反応を示したのか、保護者への説明をどうするのか（どうしたのか）についても詳細な記録を残すように各種研修会で指導する。

2 11月の指導への評価

(1) Aさんの行為が「いじめ」に当たるか（P46～48）

- ・ Bさんが申告した状況は、他の生徒からされて嫌なことを書くよう促された中で出てきたものである。→Bさんが積極的に申告したものではない。
- ・ Bさんが書いた紙にも、Aさんは行為の主体として積極的には書かれていない。
- ・ Bさんも、調査委員会の調査の際に、Aさんの行為は「遊びみたいな」ものであったと答えている。
- ・ Bさんの日記には、「Cさんと遊んで楽しかった」と書かれており、Aさんも11月4日当日にBさんに給食を運んであげたり、昼休みに一緒に遊んだりしており、BさんはAさんについて友達だったと述べている。
- ・ Aさんが[]と発した行為は、友達同士のたわいのない会話の中でのやり取りであり、Bさんというより、むしろCさんに向けられた言葉であると考えられる。
- ・ Aさんが多少ふざけていった面があったとしても、「心身の苦痛」を与える「嫌がらせ」ないしは「いじめ」と認定するのは困難である。
- ・ Aさんの発言に対して、Bさんが多少不快感をもったことがあったとしても、BさんとAさんの関係性、Bさん自身「遊び」と答えていること等からすれば、Bさんが「心身の苦痛」まで感じたとは認定することは困難である。
- ・ 調査によって把握した事実には限界があるものの、Aさんの発言を「いじめ」とすることはできない。

ア 対応等

- ・ BさんがX教諭に対して、Aさんの行為を申告した状況は、X教諭から学校に行きたくないと思った理由として、他の生徒からされた嫌なことを紙に書くように促された中で出てきたものである。
- ・ 11月4日の指導当時においては、X教諭は、「行為の起こったときのいじめられた児童生徒や周辺の様態等を客観的に確認」していない。
- ・ 名前の挙がった5人の生徒への対応も丁寧な聴き取りをせず、Bさんに対して行った行為を紙に書かせる対応を行った。
- ・ X教諭も「本当にAがBに対してちょっかいを出したのだろうか？」と疑うほどであった。

- ・ 十分な事実確認がされていない。

イ 問題点

【学校】

- ・ 学校に行きたくないと思った理由などを、丁寧に聞くなどの対応を行わずに、安易に書くことを促したこと。
- ・ 名前の挙がった5人への対応も丁寧な聴き取りをせず、Bさんに対して行った行為を紙に書かせる対応であったこと。
- ・ 5名の各行為は、時期や場面が異なるにも関わらず、一人一人に事実を確認せず、同日中に一律に謝罪まで行わせていること。
- ・ 5名の生徒に対し、その言い分を聞いて受けとめたり、行為時の事実確認を丁寧にしたりしていないこと。
- ・ 本来であれば、「〇〇の教育」に記載されているように情報を共有し、関係職員と連携した組織対応をすべきであったが、それがなされていないこと。

【教育委員会】

- ・ 心に寄り添う指導の徹底について、各学校への指導が徹底されていなかったこと。
- ・ 生徒指導事案に対する情報共有・組織対応の大切さについて各種研修会において指導しているが、各学校で行われている情報共有・組織対応についての詳細な実態把握をしていなかったこと。
- ・ 組織的な生徒指導態勢の確立のために、マニュアルを作成するように各学校に指導しているが、「〇〇の教育」も含め、各学校で教育課程に記載されているマニュアルについて、記載されている手順通りにきちんと実践されているかどうかの実態把握をしていなかったこと。

ウ 原因と考察

- ・ 本来であれば、「〇〇の教育」の通りに、関係者で情報を共有し、複数で指導にあたるべきであった。やはり、詳細な事実確認抜きにして、指導の必要性や対象、指導方針を決めることはできない。
- ・ 組織的に複数で聴き取りができなかったのは、担任がBさんの話だけをもって「いじめ」もしくは「嫌がらせ」と判断したために「この状況を早くなくしていかないといけない」と感じ、単独で、早期対応を図ったことが要因ではないかと考えられる。「〇〇の教育」通りにできていないということは、生徒指導態勢について共通理解ができていなかったと考えられる。そのため、定期的に生徒指導態勢に関する共通理解の場を設定するべきであった。
- ・ Bさんから名前が上がった生徒たちからの聴き取りについても、その行為だけを聞き取るのではなく、「なぜBさんにそのようなことをしたのか」「そ

のときの心情や背景」等も含めて、複数の職員で、丁寧に聴き取りをすべきであった。

- ・ 基本的には学年のことは学年で指導していたようである。生徒指導主任という立場ではあったが、学年部で起こったことは学年部で対応することが基本であったために、担任の立場として指導したのではないかと考えられる。また、日頃から「〇〇の教育」通りの生徒指導が実践できていれば、今回の指導についても、関係生徒にして、複数での聴き取りができていたと考えられるが、できていなかった。そのため、マニュアルはあるが、それが機能していなかったことが考えられる。
- ・ 組織的な聴き取りをするために、この段階で関係者から情報を聴き、共有した上で、Bさんから詳細な聴き取りをすべきであった。また、Bさんから名前が上がった生徒たちも複数いた。その生徒個々の状況は実施時期や場面が異なるために、個別に聴き取りをすべきであったが、それをしなかった。やはりこの場面の判断が組織的な聴き取りを妨げた原因であると考えられる。
- ・ 「いじめ」が疑われる事態が発生した場合、早期発見、早期対応は重要であるが、早期対応を早期解決と取り違え、対応が拙速であったこと。

エ 再発防止策

- ・ 日頃から、複数の目で子どもの様子を見守りながら生徒指導事案へ対応するためにも、情報共有を徹底する。
- ・ SC（スクールカウンセラー）や養護教諭にも協力を仰ぐなどといった、組織で対応するという意識を高める。
- ・ いじめに関わらず、児童生徒からの訴えについては、事の大小に関わらず、一人で判断せず、組織として対応すべきであることの認識をすべての職員に理解させるような指導や研修の機会を確保する。
- ・ 事案発生時の対応について、事例研修等を含めたケーススタディを実施する。
- ・ 児童生徒への聴き取りの望ましい在り方や、その方法等についての研修に取り組む
- ・ 事案が発生した場合、情報を共有し、聴き取りの方法や指導の在り方について協議し、方針を決定して組織的に対応する方法等について示す必要がある。

(2) Bさんに対する対応の不適切さ (P48~50)

- ・ 他の生徒からされた嫌なことを書くようにと告げて、紙を渡し、Bさん本人に申告をさせるという対応を取っており、気持ちに寄り添う対応になっていない。
- ・ 何をされたか、された場所や時期等を中心に聴き取り、そのときの前後の状況や経緯、気持ち等の詳細な聴き取りは行わず、事実の確認として不十分である。
- ・ Bさんが学校を休んだきっかけは、他の生徒からされた特定の嫌な行為にあったかもしれないが、それを解消しただけでは根本的な解決になるとは限らないし、Bさんの気持ちに寄り添う対応とはいえない。
- ・ X教諭は、Bさんが学校に行きたくない原因を早く取り除かなければならないと考え、その原因は、Bさんが友達からされた嫌なことに違いない、それを取り除かなければならないと思い込んで対応を行っている。
- ・ Bさんは、自分が学校を欠席した行為を正当化するために、嫌だと思ったことはできるだけ多く申告せざるを得ない状況に追い込まれてしまう。
- ・ 保護者の思いもきちんと聴き取り、対応すべきであった。

<p>ア 対応等</p>
<ul style="list-style-type: none">・ X教諭は、登校してきたBさんに対して、他の生徒からされた嫌なことを書くようにと告げて、紙を渡し、Bさん本人に申告をさせるという対応を取っており、Bさんの気持ちに寄り添う対応をしていなかった。・ 何をされたか、された場所や時期等を中心に聴き取り、その時の前後の状況や経緯、気持ち等の詳細な聴き取りは行わなかった。
<p>イ 問題点</p>
<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 登校してきたBさんに対して、登校できたことを評価し、学校に行きたくないと思った辛かった気持ちを受けとめることができていなかったこと。・ 何をされたか、された場所や時期等を中心に聴き取り、そのときの前後の状況や経緯、気持ち等の詳細な聴き取りは行わず、事実の確認として不十分であること。・ Bさんが学校に行きたくないと思う状況を早く取り除かなければならないと考えて、その原因は、Bさんが友達からされた嫌なことに違いない、と思い込んで対応したこと。・ 行為を紙に書かせるだけでは、なぜそのような行動を行ったのか、どういう状況で行ったかなどの子どもの心情を読み取るのは不可能であるにもか

かわらず、行為について書かせたこと。

- ・ Bさんを不登校にさせたくないという思いや、学校に行けない理由は嫌がらせを受けたからだとの思いこみから拙速な対応をしたこと。

【教育委員会】

- ・ 心に寄り添う指導の徹底について、各学校への指導が徹底されていなかったこと。
- ・ 生徒指導事案に対する情報共有・組織対応の大切さについて各種研修会において指導しているが、各学校で行われている情報共有・組織対応についての詳細な実態把握をしていなかったこと。
- ・ 組織的な生徒指導態勢の確立のために、マニュアルを作成するように各学校に指導しているが、「〇〇の教育」も含め、各学校で教育課程に記載されているマニュアルについて、記載されている手順通りにきちんと実践されているかどうかの実態把握をしていなかったこと。
- ・ 不登校生徒の対応についても、管理職研修会や生徒指導主任等研修会で指導しているが、不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが重要等についての指導が不十分であったこと。

ウ 原因・考察

- ・ 日頃の指導が、生徒の寄り添ったものではなく、表面的かつ形式的なものであったと考えられる。
- ・ 当該中学校においては「不登校はなくさなければならないもの」という意識が強く、それに基づいた対応がなされていた。
- ・ 当該教諭の対応は、教育課程「〇〇の教育」における「教育相談」の「相談はどんなときに失敗するか」という項目において指摘されている内容と同じ対応になってしまった。
- ・ 一人で対応を行ったために、短時間で、やったことを紙に書かせるような指導になったものと考えられる。
- ・ 不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことの重要性についての認識が不十分であった。

エ 再発防止策

- ・ 日頃から、複数の目で子どもの様子を見守りながら生徒指導事案へ対応するためにも、情報共有を徹底する。
- ・ SC（スクールカウンセラー）や養護教諭にも協力を仰ぐなどといった、組織で対応するという意識を高める。
- ・ 事の大小に関わらず、いじめ事案には、児童生徒から訴えがあったことについて、一人で判断せず組織として対応すべきであることの認識を全ての職

員に理解させるような指導や研修の機会を確保する。

- ・ 事案発生時の対応について、事例研修等を含めたケーススタディを実施する。
- ・ 児童生徒への聴き取りの望ましい在り方や、その方法等についての研修に取り組む。
- ・ 事案が発生した場合、情報を共有し、聴き取りの方法や指導の在り方について協議し、方針を決定して組織的に対応する方法を示す必要がある。
- ・ 不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもたせるための研修や方策について、具体策を示し徹底させる。

(3) 組織対応の欠如 (P50~51)

- ・ X教諭は、Bさんへの対応も、Aさんら5人の対応も全て一人で行っている。
- ・ いずれの教員も成り行きに任せて、X教諭に指導を委ねている。
- ・ 当該中学校には、組織対応をするという意識が欠如していたと言わざるを得ない。

ア 対応等

- ・ Bさんへの対応も、Aさんら5名の関係生徒への対応も、すべて一人で行った。(組織ではなく個で対応した)
- ・ Bさんが学校に行きたくない理由として友達から嫌がらせを受けていると訴えたことについて、学年主任に報告しているが、学年全体で対応することなく、一人で対応した。
- ・ 名前の挙がった生徒が職員室で指導をされている様子を校長、教頭を含む複数の教員が目撃しており、Aさんの指導のために、応接室が使用されていることも管理職は把握していた。また、1年1組の担任も、自分が担任している生徒が指導を受けていることは把握していたが、いずれの教員も、成り行きに任せて、X教諭に指導を委ねていた。
- ・ 事実確認をするまえにBさんの状況を管理職に報告し、今後の対応について、協議をすることなく一人で対応した。

イ 問題点

【学校】

- ・ 常日頃から組織的な対応ができていなかったこと。
- ・ Bさんの話を、時間をかけて聴かないままに、Bさんに、自分がされたことを紙に書かせたこと。
- ・ 生徒が指導されている状況を認識しながらその状況について確認してい

なかったこと。

- ・ いじめと認識しているのであれば、「〇〇の教育」にあるように学年主任及び管理職に報告を行い、今後の対応について、協議して対応する必要があったこと。

【教育委員会】

- ・ 生徒指導事案に対する情報共有・組織対応の大切さについて各種研修会において指導しているが、各学校で行われている情報共有・組織対応についての詳細な実態把握をしていなかったこと。
- ・ 組織的な生徒指導態勢の確立のために、マニュアルを作成するように各学校に指導しているが、「〇〇の教育」も含め、各学校で教育課程に記載されているマニュアルについて、記載されている手順通りにきちんと実践されているかどうかの実態把握をしていなかったこと。
- ・ 不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもたせるための研修や方策について、具体策を示し徹底させる。

ウ 原因・考察

- ・ 職員室で指導を行っていたにも関わらず、それを見ていた管理職をはじめ、他の教諭も成り行きに任せて、X教諭に指導を委ねていたことから、当該中学校には、組織対応するという意識が欠如していたと考えられる。
- ・ 「いじめ」ないしは「嫌がらせ」と認識していながらも、深刻ないじめと捉えておらず、一人で対応できるものと判断したと考えられる。
- ・ 「いじめ」ないしは「嫌がらせ」と認識しているのであれば、学年主任や管理職への報告をしっかりと行う必要があった。

エ 再発防止策

- ・ 日頃から、複数の目で子どもの様子を見守りながら生徒指導事案へ対応するためにも、望ましい情報共有の在り方について、モデルを示す必要がある。
- ・ SC（スクールカウンセラー）や養護教諭にも協力を仰ぐなどといった、組織で対応するという意識を高める。
- ・ いじめに関わらず、児童生徒からの訴えについては、事の大小に関わらず、一人で判断せず、組織として対応すべきであることの認識をすべての職員に理解させるような指導や研修の機会を確保する。
- ・ 事案発生時の対応について、事例研修を含めたケーススタディを実施する。

- ・ 児童生徒への聴き取りの望ましい在り方や、その方法等についての研修に取り組む。
- ・ 不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもたせるための研修や方策について、具体策を示し徹底させる。

(4) Aさんら生徒に対する指導における問題点 (P51～53)

ア 対応が拙速である点

- ・ その日のうちにAさんら5名の生徒を指導し、その日のうちに謝罪までさせている。このような対応は拙速といわざるを得ない。

イ 5名の生徒をまとめて指導した点

- ・ 5名の生徒の行為は、全員で一緒に行われたものではない。時期も行為態様も全く異なるものである。まとめて、同時に、同じような指導をした点は、9月15日の指導と同様問題である。
- ・ 指導を受ける生徒にとっては、自分が行っていない行為についてまで連帯して責任を負わされるように感じたり、行為に軽重はあっても、自分の行為に見合わない厳しい指導を受けたりすることになりかねない。
- ・ 本事案においても、各生徒についても、個別に指導ないしは対応することが必要であった。

ウ 事実確認が不十分な点

- ・ 自分がBさんにしたことを紙に書かせるという方法をとっているが、いわば「自白調書」を自ら作成させるようなものであり、その方法自体不適切なものである。
- ・ Bさんの申告内容と一致させるような書き直しや聴き取りがあり、行為が行われた具体的な状況や経緯について丁寧に聴き取る、言い分を丁寧に聴くなどの形跡が見られない。

エ 指導時の発言の問題点

- ・ X教諭は、Aさんら5名の生徒に対する指導時に大きな声で叱責をしたり、「責任とれるのか」、柔道部の顧問に対して「こんなやつ試合に出る資格はないですよ」といった発言をしたりしている。このような言動は生徒の尊厳を傷つける不適切な行為である。
- ・ X教諭は、「不登校」や「いじめ」は絶対になくさなければならないという厳しい姿勢で本事案の指導に臨んでいたようである。
- ・ 「いじめ」の要因には様々な要因があるため、仮に各生徒の行為が「いじめ」に当たると判断した場合も、X教諭がとった厳しい指導が必要であったかどうかについては大いに疑問である。
- ・ 学校で指導を受けた上に、わざわざ自宅にまで来て告げられることは、X教諭の指導に納得していないAさんにとっては、追い打ちをかける言葉に他ならない。
- ・ Aさんとしては、自分の言い分をきちんと聞いてもらいたかったはず

である。Aさんが号泣したのは、自分の気持ちを分かってもらえないことや理不尽さに対する怒りや悔しさの涙であったと考えられる。

ア 対応等
<ul style="list-style-type: none">・ Aさんら5名の生徒が「いじめ」ないしは「嫌がらせ」をしたと考えて、その日のうちに謝罪までさせた。・ 具体的な行為内容にかかわらず、すべての行為について一律に対応した。・ 指導時に、大きな声で叱責したり、「責任とれるのか」や「こんなやつ試合に出る資格はないですよ」と言ったりして、生徒の尊厳を傷つけたりする不適切な言動があった。・ 担任が保護者へ事前の連絡もなしに、当日の夕方にAさんの自宅を家庭訪問した。
イ 問題点
【学校】 <ul style="list-style-type: none">・ 一人で判断し、一人で対応したこと。・ 管理職や関係教諭と情報共有を行い、組織的に対応すべきであったこと。・ 早期解決を図るあまり、指導等が表面的・形式的であったこと。・ 5名の生徒の行為は、全員で一緒に行われたものではない。時期も行為態様も全く異なるものであるにもかかわらず、まとめて、同じような指導をしたこと。・ Bさんの申告内容と一致させるような書き直しや聴き取りがあり、行為が行われた具体的な状況や経緯について丁寧に聴き取る、言い分を丁寧に聴くなどの形跡が見られないこと。 【教育委員会】 <ul style="list-style-type: none">・ 「心に寄り添った生徒指導」について各学校に指導を行っていたが、十分に浸透させきれていなかった。
ウ 原因・考察
<ul style="list-style-type: none">・ 当該中学校においては、生徒指導について、杓子定規に厳しい指導をするという風潮があった。・ 一人で対応したこと、早期対応・早期解決が必要と感じていたこと。・ Bさんが訴えた内容について、複数で判断することなく、一人で判断したこと。
エ 再発防止策
<ul style="list-style-type: none">・ 日頃から、複数の目で子どもの様子を見守りながら生徒指導事案へ対応す

るためにも、情報共有を徹底する。

- ・ SC（スクールカウンセラー）や養護教諭にも協力を仰ぐなどといった、組織で対応するという意識を高める。
- ・ いじめに関わらず、児童生徒からの訴えについては、事の大小に関わらず、一人で判断せず、組織として対応すべきであることの認識をすべての職員に理解させるような指導や研修の機会を確保する。
- ・ いじめ事案が発生したときに、管理職に報告し、事実確認の仕方や指導方針等について協議、決定するなど組織で対応することを再度周知徹底する。
- ・ 事案発生時の対応について、事例研修等を含めたケーススタディを実施する。
- ・ 児童生徒への聴き取りの望ましい在り方や、その方法等についての研修に取り組む。
- ・ 「いじめ」に当たるか否かに関わらず、苦しんでいる子どもに対して、時間をかけてでも丁寧に話を聞き、問題の所在を的確に把握し、アセスメントをし、問題にどう関わるべきか計画し、対応にあたる。
- ・ 「いじめ」と疑われる事態にも、軽重があるので、状況に応じて生徒間の自主的な解決に任せて見守ることも必要である。
- ・ 嫌な思いをしている生徒がいるという状況が判明した場合、自分自身の学級経営や学校全体の経営に問題はないか、学級や学校の雰囲気の問題はないか振り返る。
- ・ 家庭訪問を行う場合、その訪問がどのような目的で、どのような影響を与えるのか具体的に検討し、評価した上で行う。
- ・ 複数で対応する方策等、具体的なマニュアルを示す。

(5) 小括 (P54)

- ・ 当該中学校における生徒指導は、組織的に対応するという基本的事項がなされておらず、組織として適切に機能していなかった。
- ・ 個々の職員の判断や力量に頼るような指導態勢は、組織として見直さなければならない。
- ・ 「生徒の立場」に立った生徒指導がなされていなかった。

ア 対応等

- ・ 当該中学校における生徒指導は、組織的に対応するという基本的な事項がなされておらず、個で対応していた。

イ 問題点

【学校】

- ・ 学校として生徒指導主任に対応を委ねる状況があったこと。
- ・ 生徒指導主任も自分がやらなければならないという思いが強かったこと。
- ・ 組織として適切に機能していなかったこと。
- ・ 常日頃から管理職への報告，関係教員との情報共有，対応についての方向性など，校長を中心に意思決定を行い，組織的に対応する態勢が構築できていなかったこと。
- ・ 生徒指導委員会等が開催されていたが，実際の指導の場面では，個々の教員の判断，力量に任されていたこと。
- ・ 事前のアセスメント（評価や分析）やその検証などがほとんどなされていないこと。
- ・ 生徒の立場に立った生徒指導がなされていないこと。
- ・ Bさんの状況は，学年主任には報告していたが，今後の対応や指導方針についての協議が行われていなかったこと。

【教育委員会】

- ・ 管理職（校長・教頭）研修会において，常々指導は行っていたが，浸透せず，見届けも不十分であったこと。
- ・ 全体への指導になり，個々の学校に応じた指導・助言が不十分だったこと。

ウ 原因・考察

- ・ 生徒指導委員会等が開催されていたが，実際の指導の場面では，個々の教員の判断や力量に頼るような指導態勢になっていたと考えられる。
- ・ いじめ事案と認識していたにもかかわらず，学年主任への報告のみで対応についての協議がなされていない。
- ・ 当該教諭や学年主任も管理職への報告がなく，管理職を交えた対応策や指導の方針についての協議がなされていない。

エ 再発防止策

- ・ 日頃から，複数の目で子どもの様子を見守りながら生徒指導事案へ対応するためにも，情報共有を徹底する。
- ・ SC（スクールカウンセラー）や養護教諭にも協力を仰ぐなどといった，組織で対応するという意識を高める。
- ・ 事の大小に関わらず，いじめ事案には，児童生徒から訴えがあったことについて，一人で判断せず組織として対応すべきであることの認識を全ての職員に理解させるような指導や研修の機会を確保する。
- ・ いじめ事案が発生したときに，管理職に報告し，事実確認の仕方や指導方針等について協議，決定するなど組織で対応することを再度，周知徹底する。
- ・ 事案発生時の対応について，事例研修等を含めたケーススタディを実施す

る。

- ・ 事前にアセスメント（評価・分析）をしたり，計画を立てたりしたものを検証する。
- ・ 教員はかくあるべき，生徒はかくあるべきという思いにより，独りよがりの指導にならないよう配慮する。
- ・ 生徒理解に基づく自尊感情を高める生徒指導を推進するためには，生徒の立場に立った生徒指導を行う。
- ・ 生徒指導提要や教育課程「〇〇の教育」の教育相談における記述を参考に，生徒に寄り添い，適切な支援ができるようにする。

3 本件自殺に関する危険因子の検討

(1) 学校要因 (P60~62)

- ・ 当該中学校は、服装や生活指導が厳しく、該当生徒にとっては相当のストレスだったと予想される。
- ・ 過度に厳格な学校文化は、生真面目な該当生徒の強迫的スタイルを強化する方向に働いたと考える。
- ・ 学校要因は、該当生徒にとって厳格でプレッシャーの強い環境であるとともに、学校や担任の要求への従順と反発・不信との葛藤亢進を引き起こしていた。
- ・ 葛藤亢進が自殺に直結するわけではなく、あくまで情緒不安定を引き起こす可能性があるストレッサーとして理解すべきである。

(2) 自殺直前の状況と遺書について (P62~P64)

- ・ 指導されているときに、該当生徒は通常と異なる精神状態になっていたと考えられ、一時的に抑うつ的になっていたかもしれない。
- ・ 担任教諭の家庭訪問時の該当生徒の心情を考えると、これまでの努力や気遣いを否定されたように感じたであろうし、怒りや絶望感等を抱いていたのではないだろうか。
- ・ ペンで遺書を突き刺したことは、心理的混乱を抑えきれず行動化した結果だと理解できる。
- ・ 遺書は該当生徒が極めて混乱した精神状態や心理的狭窄にあったことを示唆するもので、追い詰められた状況で自殺に至ったことを物語っている。

(3) 小括 (P64~65)

- ・ 一連の指導の中で著しい心理的混乱を来して心理的視野狭窄が生じたのは明らかであり、心理的に追い込まれた末に自殺を選択させられたと理解すべきである。
- ・ 教育は人が相手である。一人ひとり様々な背景や性格、特徴を有している。同じ言葉や行動であっても、受ける影響には個人差が非常に大きいことを忘れてはならない。
- ・ 生徒と関わる時、十把一絡げに同じように扱うのではなく、個人の特性を考えながら丁寧に理解しようとする謙虚な姿勢とスキルが求められる。
- ・ 本件自殺は、一方的に励ました「善意」が招いた悲しい出来事と言える。該当生徒の心を想像できず、自分の思い込みで行動した結果である点を

再度指摘しておく。

- ・ 生徒指導という言葉は広く一般的に使用されているが、いま必要なのは生徒指導ではなく「生徒支援」という視点である。
- ・ 学校全体の生徒指導の方針を一つずつ真摯に見直し、自らの生徒対応の姿勢を見つめ直すこと、必要な態勢やスキルを考えて実行する意志をもつことが、該当生徒の死に向き合い、教員という専門職の根幹に関わることである。

ア 対応等
当該中学校は、服装や生活指導が厳しく、ストレスフルな環境であり、上から目線の指導が伺える。教職員が、生徒一人一人の可能性を信じ、生徒の思いや願い、成長の過程などを多面的・多角的に捉える大切さに気付いていない。つまり、生徒に寄り添う生徒指導ができていない。
イ 問題点
【学校】 生徒が日常の活動で表す表面的な行動にとらわれ、生徒の心情に迫ることができていない。また、全ての生徒が有意義で充実した学校生活を過ごすために、教師が教育活動全体を通して生徒へ安心感を与え、信頼されるように努めなければならないという意識、つまり、生徒支援の意識が不十分であったこと。 【教育委員会】 各学校に頻繁に出向いたり、学校にも生徒にも寄り添い、具体的に指導したりする指導態勢ができていなかったこと。
ウ 原因・考察
当該中学校は、以前かなり荒れていた経緯があり、大分落ち着きだしてきた時期であったが、威圧的な態度で指導している状況もあった。 教育は人が相手である。一人一人、様々な背景や性格、特徴を有している。だからこそ一部の教師だけではなく、全教師が生徒一人一人を見つめ、思いを巡らせ、向き合うという意識をもたせることが大切であるが、教育委員会は、全ての教職員に対して、生徒理解や生徒支援の在り方の大事さについて、指導徹底が不十分であったと考えられる。
エ 再発防止策
生徒指導態勢の充実 <ul style="list-style-type: none">・ 教師と生徒との関係を高めるための手立てのポイントを提示する。・ 生徒アンケートを実施し、結果から全職員で共通理解を図り、課題となっ

ていることについて改善を図る。

- ・ 改善を図る内容については、学校評価等に盛り込み、学期毎に自己評価を行い、年間を通じて意識して取り組む。
- ・ 学校評価については、必ず保護者へ周知する。

生徒指導事例研修の充実

- ・ 年間指導計画の位置付けの徹底を図る。
- ・ 事例を解決に導くための具体策を検討する過程において、生徒指導の大切な「視点」についての生徒理解を深める。

4 学校及び市教委の事後対応について

(1) 市教委が一夜にして経緯を「いじめ」と断定したこと（P68～71）

- ・ 周囲の誰もが「まじめで、穏やかな優しい性格」と認めるAさんが本当にいじめをしたのだろうかという疑問は、市教委にはなかったのだろうか。
- ・ 市教委は、定義に機械的にあてはめて「いじめ」に該当すると判断したと考えられる。
- ・ 「→いじめた側の子が責任を感じて自殺した。遺書有。」とすれば、少なからず学校側の責任を回避することができる。市教委はそういう基本的な認識を急いで揃えたかったのではないか。
- ・ Aさんが「いじめた側の子」で「責任を感じて自殺した」ということが、地域に広がる大きな憶測の一つとなった。

ア 対応等
<ul style="list-style-type: none">・ このような重大事案は、連鎖する可能性があること、どこの学校でも起こりうることであることなどを踏まえ、早急に各学校に危機意識をもたせ、再発防止の取組を徹底させることが重要との判断から、時間的に間を置くことは得策ではなく、緊急的な対応が必要だと考え、翌日に臨時校長研修会を開催している。・ 本事案について、全員で深く協議する場の設定をしていなかった。
イ 問題点
【学校】 当該中学校では、これまでの経緯から「いじめ」と判断して指導していたこと。また、把握したことを、校内の委員会等で十分な時間をかけて検証しないまま、「いじめ」であったと判断し、結果として報告していたこと。
【教育委員会】 <ul style="list-style-type: none">・ 学校からの報告等を基に、「いじめ」と判断したこと。・ 学校からの報告を基に、ほとんどの指導主事が本事案を「いじめ」と認識していたが、状況の確認や今後の対応について、協議する場の設定がなされていなかったこと。
ウ 原因・考察
自殺等の重大事案に対して、緊急的な対応が必要であり、その後の、自殺等

が連鎖する可能性を鑑みて開催した。一方、当該生徒の自殺の原因や背景等については、報告内容が正しいかどうかを慎重に判断する必要があった。また、いじめ対策等についての委員会等を開催し、慎重に判断等を期す必要があった。時間的な余裕はない中であつたとしても、学校からの報告内容を深く受け止め、検討する必要があった。

エ 再発防止策

- ・ 今後、判断を急がずに、学校内で原因をしっかりと追究するとともに、教育委員会も学校側と連絡を密に取り、原因究明をしっかりと行う。
- ・ 命を守る指導に対しては迅速に行う必要があることから、各機関等と連携した対応を行う。
- ・ 重大事案が発生した場合の教育委員会の対応の在り方について検証し、具体的な対応策を構築する。

(2) 翌日の臨時保護者会での学校側の不適切な対応（P71～74）

- ・ 「現時点でわかっていること」等、当該中学校からの情報提供はなかった。
- ・ 「子どもたち一人ひとりの様子を見ようと努力」などしなくても、その日「指導」があつたこと、「普段」とは異なる出来事があつたことは明らかである。放課後のことなので、指導の場にいた5名の生徒以外は知らなかったが、Aさんは納得のいかない「指導」に涙していた。そしてX教諭の家庭訪問がありその直後に亡くなったものである。
- ・ 校長は、第三者調査委員会の聴き取りに「保護者会のとときにどういう話をするのか、県教委や市教委も含めて検討していた。私は今分かっていることだけでもと申し上げたが、ご指導を受けているなかで、今一番大事な子どもたちの心のケアをしようという方向になった」と述べた。当該中学校の事後対応には、教育行政からの指導が影響していたと推察される。

ア 対応等

臨時保護者会では、事実を丁寧に説明する必要があつた。また保護者の気持ちや考えに寄り添った形で実施すべきであつた。それにもかかわらず、情報提供がないままに、臨時保護者会を開催した。

イ 問題点

【学校】

校長は外部との連絡に時間と労力が割かれてしまい、臨時保護者会での対応

等について、十分な準備や対応等がなされていなかった。

【教育委員会】

学校が開催した保護者会での説明内容について、正確かつ十分な情報を収集ができておらず、学校側と教育委員会との連携が十分ではなかったこと。

ウ 原因・考察

即時的な対応を急いだために、十分な情報を収集できず、曖昧な状態のまま保護者会を開催したことが、結果的に性急な対応に終始したこと、加えて事実確認を丁寧に行わなかったことにつながった。本来であれば、学校内での原因把握がなされていない状態で、保護者会を開催するのではなく、保護者が必要としていた情報をしっかりと理解した上で開催する必要があった。さらに、開催の目的を明確にもち、複数回実施することも考慮に入れた保護者会の対応をすべきであった。

教育委員会も、保護者の思いを汲み取り、分かっていることを説明するよう連携をとるべきであった。

エ 再発防止策

- ・ 十分な情報収集を行った上で、丁寧な事実確認をするとともに、保護者等の意向を踏まえた保護者会の開催を行う。
- ・ 開催回数については1回だけでなく、複数回計画するなど、計画的に進めていく必要がある。

(3) 基本調査報告書の問題点について（P74～78）

- ・ X教諭の日常の生徒指導は、少なからず体罰や暴言を伴う威圧的な指導も多く、本事案に関わる指導の最中にもCさんへの暴力や暴言があり、5名の生徒には「お前たちは責任を取れるのか」といった言葉まで発している。
- ・ 「指導を受けたりしていた」とか「不満を話していた」とか、当該中学校は本事案を他人事のように捉えているように思われ、本事案を自分事として捉える主体性や意識が当該中学校や市教委には見受けられず、文科省背景調査指針の目指す基本調査の方向性からは乖離していたと言わざるを得ない。

ア 対応等

X教諭の日常の生徒指導は少なからず体罰や暴言を伴う威圧的な指導も多

<p>かった。</p>
<p>イ 問題点</p>
<p>【学校】 体罰や暴言を伴う威圧的な指導に対して、学校として問題意識を十分にもっていなかったこと。また、担当者に任せきりになっていたこと。 校長が指導内容を把握し、指導そのものを認めていたこと。さらに、記録をしっかりと記していなかったこと。</p> <p>【教育委員会】 学校からの報告を基に、事案の事実や状況等については把握していたものの、教師の指導の具体的な内容について、十分に把握していなかったこと。</p>
<p>ウ 原因・考察</p>
<p>学校においては、生徒に寄り添った指導になるよう、細やかに、粘り強く指導することができていなかった。教師が、生徒を信頼しないまま、教師側の主観として、「真実を語っていない」「これだけではないはずだ」等の思い込みから、「これくらいは許されるだろう」という誤った判断をした上で体罰や暴言を伴う指導になったと考えられる。加えて、一人で抱え込む指導が多くなり、組織的に対応することができていなかったのではないかと考える。そのため、威圧的な指導を行い、拙速な解決を図ったものと考ええる。</p> <p>そのような指導を容認していたため、記録として残さず、結果として、報告書の記載に結びつかなかったと考える。</p> <p>また、教育委員会については、教諭の学校の指導の在り方等を十分に把握していなかったこと、その結果、報告書に記載がなされなかったことが要因と考えられる。</p>
<p>エ 再発防止策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 拙速な解決にならないよう、組織的に、そして丁寧に対応する。 ・ 一人で抱え込まないよう、管理職（校長・教頭）への報告・連絡・相談を密に行い、生徒指導担当に対する指導助言の機会を必ずもたせる。 ・ 指導についての細やかな記録を確実に残す。 ・ 教育委員会は、学校での生徒指導状況についても把握するとともに、指導・助言を行う。

(4) 学校の不適切な指導を生徒のせいにして正当化しようとしたこと（P78～82）

- ・ X教諭が話を十分に聞かずに、不登校傾向の原因・理由は嫌がらせに違いないと思ひ込み、どんな嫌なことをされたか書くように、ちょっとしたことでも書くようにと言ったら、どうだろうか。たとえわずか1日でも欠席したことの後ろめたさもあつたであろうBさんが、その事情を少しでも理解してもらえらるらと思ひつて、CさんやAさんとの会話のやり取り、その一端を記すことは、十分に自然なことではないだろうか。
- ・ 校長は日常的にも、生徒指導主任でもあつたX教諭について「彼の指導というのはお手本になるような指導」だと高く評価し、学校経営上とても頼りにしてつた。そうであるにもかかわらなず、先の「あまり詳しくつくと、X教諭が窮地に陥る」とつた見方は、問題を矮小化してつる。問われてつるのは、学校全体の生徒指導の在り方であり、市教委の見方・捉え方である。

ア 対応等
X教諭が話を十分に聞かずに、Bさんの不登校傾向にあつた原因・理由が「いじめ」もしくは「嫌がらせ」であるつる思ひ込みから調査を行つた。
イ 問題点
【学校】 指導力のある教諭に対して、信頼を寄せるあまりに、指導に対して疑うことなく依存してつたこと。 また、一人で抱え込むことに対して、十分なフォローをしてつなかつたこと。 そのため、教諭は、一人で何とかしなければならなつ、期待に応えようつる思ひから、生徒に紙に書いてもらつたことを、他の先生と十分に情報共有しなつまま、指導してつたこと。 本来であれば、「〇〇の教育」に記載されてつるように、情報を共有し・関係職員と連携した組織対応をすべきであつたが、それがなされてつなつこと。
【教育委員会】 学校現場で、実際にどのような指導が行われてつたのか、十分には把握してつなかつたこと。
ウ 原因・考察
一人で抱え込んで指導するのではなく、組織としてしっかりと状況を把握

し、多角的な視点で指導する必要があったのに、それができていなかった。また、組織的指導の在り方について、どうすればよいか、マニュアル的なものがあったにもかかわらず、当事者自身が守らなかったこと。さらに、指導結果に着目し、指導法について十分に把握しようとしていなかったことが要因であると考え。

エ 再発防止策

- ・ 事案が発生した際は、必ず対策会議を開催する。
- ・ 指導方針の共通理解・共通実践を行う。(マニュアル等の活用, 役割分担)
- ・ これまでの指導の在り方の検証ならびに生徒の変容について、確実に把握する。
- ・ 指導方法の自主点検を行うとともに、教育委員会による指導方法の検証並びに指導・助言を推進する。

5 「生徒の立場」に立って考えていないため問題の核心が見えていないこと (P82～87)

- ・ 校長の発言の前半部分，①荒い威嚇的な言葉「責任をとれるのか。」②体罰がAさんにはなくても「先生と目を合わせるのが怖い。」というほど体罰が日常的に行われていた。当日Cさんに対しても行われた。③Aさんにとって納得のいかない指導が何度も繰り返しあった。
- ・ X教諭について、「とても教育熱心，一生懸命で，生徒思いの教員」である。だが，「生徒のため」を思っているにもかかわらず，その思いが一方的なもので，「生徒の気持ちや立場」を考えないものであれば，その指導は「生徒のために」なることはない。
- ・ X教諭の言葉は，自分から生徒らに一方的に伝えたいことばかりで「生徒の立場」に立っていない。「要は重く捉え過ぎないか」などと勝手な心配をし，「重く」はなくてもAさんに非があるという見方を見直そうとはしていない。
- ・ X教諭に「悪意」があったわけではなく，「よかれ」と思った「善意」である。だが，相手の気持ちや立場を考えない「善意」ほど怖いものはない。
- ・ 「生徒のために」をいくら思っても，それだけでは過ちを繰り返す危険性があり，「生徒の立場」で考えないと本事案の核心も見えてこない。

ア 対応等

当事者の生徒に対する丁寧な事実確認を行い，一人一人の生徒が納得する指導が必要であったが，一人の教師のみで，複数の生徒への聴き取りと指導を行い，放課後に「よかれ」と思い，当該生徒への家庭訪問を行った。

学校においては「生徒支援」の意識を重視するとともに，「生徒の立場」に配慮しながら，生徒の心に寄り添う生徒指導を行っていく必要があったが，本事案においては，生徒が納得のいく指導は行われず，教師側の一方的な思いに基づいた対応が行われていた。

イ 問題点

【学校】

- ・ 複数の生徒への聴き取りを短い時間で，他の教師と連携を図らずに一人の教師のみで行うなど，早期解決すべきという考えを念頭においた拙速な様子がみられ，生徒の気持ちを汲むような丁寧な聴き取りが行えていなかったこと。
- ・ 上記のような状況下で行われた聴き取り内容が不十分であったことから，

指導内容についても、生徒が納得いくものでなかったこと。

- ・ 家庭訪問については、管理職や他の教師からのセカンド・オピニオン等を聞く機会をもたずに、家庭訪問を行うことで、当該生徒への「励まし」になるはずだという一方的な思いのもとで行われており、教師の「指導ありき」という視点に基づいて、生徒にその言動がどのような影響を与えるかを考えておらず、配慮に欠けるものであったこと。
- ・ 「生徒のために」という思いだけでは、相互の信頼関係を構築することができず、「生徒の立場」に立って考えてみるという、本当の意味で生徒の心に寄り添う視点が欠けていたこと。

【教育委員会】

- ・ 学校現場で、どのような生徒指導が行われているかについて、現状をしっかりと把握できていなかったこと。

ウ 原因と考察

教員の「指導ありき」という視点や、「よかれ」という一方的な思いに基づいた「励まし」など、生徒の立場を考慮しない指導が行われていたことが、原因であると考えられる。

また、当時の〇〇中学校は、全体職員室はあるものの、職員は各フロアにある学年職員室で教材研究等の業務にあたることがほとんどで、学年内における共通理解は図られてはいたが、様々な情報を全職員で共有する場が少ない状況にあった。

加えて、前年度からの学級数減に伴い、職員数が減少する過渡期にあった。それによって、校務分掌が一部の職員に集中していく状況がみられた。（今回の事案に関わる生徒への指導ならびに家庭訪問を行った教員は、担任と生徒指導主任を兼務しており、さらに部活動も担当していた。）このような一部の職員への業務の集中が、丁寧さを欠く聴き取りや、他の職員との連携不足につながったとも考えられる。

これらのことを踏まえると、連携不足や多忙感も「丁寧な生徒指導」につながらなかった一因であると考えられるが、最も大きな要因は、教師の意識の中に、「生徒支援に基づいた生徒指導」の視点が不十分であった点だと思われる。また、生徒一人一人に配慮が行き届かない状況下で、「指導ありき」という考えに基づき、一方的な思いによる指導が生徒に行われていたことも忘れてはならない。

教育委員会においては、「生徒に寄り添う生徒指導」については、管理職研修会（市定例校長研修会、市定例教頭研修会は、いずれも年4回）や生徒指導主任等研修会（年3回）で、具体例を示した指導を行ったり、情報交換の場を設けたりしていたが、その後に各学校の現場でどのような生徒指導が行われて

いるか、全職員の取組状況はどうか等の現状を的確に把握することができていなかった。

エ 再発防止に向けて

- ・ 「生徒の立場」を考慮しながら、生徒支援の視点に基づいた生徒指導を実践する。
- ・ 個々の性格や家庭環境等を把握し、共感的生徒理解に努める。
- ・ 対応後の事後報告ではなく、対応前に事案・情報共有を行い、協議実施後の細やかな対応にチームで取り組む。
- ・ 個で対応せず、常に管理職を含めたチームで対応する。
- ・ 各校の生徒指導計画を精査し、「チームによる生徒指導態勢」が構築されているかの確認及び指導を徹底する。
- ・ 学期毎に生徒指導に関する学校評価を行わせ、その状況について把握するとともに、学校訪問等をとおして指導ならび助言等のサポートを行う。
- ・ 各種研修会を通して、態勢の形骸化防止に向けた啓発を行う。

6 市教委アンケートから判明した事案・課題 (P87～)

<アンケート結果から>

- ・ 生徒の言い分を聴き，しっかり確かめてからにしてほしい
- ・ 暴力，暴言はやめてほしい
- ・ 先生のいじめだ
- ・ X先生は優しく良い先生です
- ・ 一人の保護者からの手紙
「未だに，教師による生徒への暴力的な指導が行われている。今の子どもたちにあった教育方針を見つけるべき」

ア 対応等

遺族が要望し，全校生徒を対象に背景調査として本事案に関するアンケートを実施した。結果として直接Aさんが亡くなったことに対する情報は少なかつたものの，生徒指導上の学校の課題として受けとめなければならない生徒からの指摘事項や要望等が多く寄せられていた。その内容から日常的な職員の生徒に対する指導の様態に不満や不信感があつたことがうかがえる。

イ 問題点

<アンケートの回答から>

【学校】

- ・ 教師が生徒への指導の過程で憤慨して生徒を叩くことが（暴力）がある。
- ・ 教師が生徒への指導の過程で，生徒の話を最後まで聞かない。
- ・ 教師が生徒への指導の過程で，生徒に対して口調が荒くなる。
- ・ 教師が生徒への指導の過程で，事案の内容を生徒に確認せずに注意（指導）をする。
- ・ 教師が生徒の悩みを十分に聞いてあげていない。
- ・ 教師は周囲の状況をしっかりと見てほしい，気付いてほしい。

196名からの回答のうち、13名からは以上のような指摘や要望があった。学校はこの課題に向かい合う必要があり、もっと生徒の心情に寄り添った指導が必要であったこと。

日常的に生徒の心の様子や変化に気付いて声をかけたり、話を聞くときはしっかりと本人の気持ちを尊重して傾聴したり、時には温かく見守ったりしながら、事実をしっかりと確認した上で見守り、互いの信頼関係を構築していく必要があったこと。

生徒に対して指導を行うときに実際は尋問口調であったり、説教口調であったりするなど、高圧的な生徒指導が展開されていたこと。

【教育委員会】

体罰による指導は絶対にあってはならないことである。校内における服務規律の厳正確保の指導状況が把握できていなかったこと。

各校における人権尊重の理念に基づいた生徒指導の状況が、把握できていなかったこと。

ウ 原因・考察

アンケートの結果から全体的に職員と生徒の信頼関係には大きな隔たりがあったことが分かる。教師の子どもに対する人権に配慮した接し方がなされていなかったことや、生徒の気持ちを十分に理解しようとする意識が欠けていたと思われる。

X教諭は事態の収束に向けて、早期解決を図ろうと意識していたようであるが、本事案においては、時間をしっかりとかけて生徒と向き合いながら事実を確認して、丁寧に解決を図るべきであった。

本校においては、これまでに生徒が落ち着かず、生徒指導が困難な時代を経て、厳しく毅然とした態度で生徒と向き合うことがよしとされてきた経緯があり、旧態依然とした生徒指導が行われてきたものと推察される。

本来、生徒は周囲から愛されて育つことで、自分を取り巻く環境を「よいもの」と知覚する。他者の自分への働きかけや言葉を信じ、喜び、自分からも言葉で相手に返すようになる。こうした「愛情を感じる」体験の積み重ねが他者に対する信頼感の基本となる。

しかしながらアンケートの結果からは教師と生徒の信頼関係を構築することができていなかったことが理解できる。教師自らが、常に愛情をもって接する姿勢が必要であったといえる。

エ 再発防止策

(生徒理解)

- ・ 生徒の変化について気付き，声をかける。
 - ・ 生徒の悩みや相談についてはしっかりと傾聴して受けとめる。
 - ・ 指導後も直ちに解決とはせず，その後の経過もしっかりと見守る。
- (服務指導)
- ・ 体罰に頼らない生徒指導を行う。
 - ・ 人権意識を高めるモラルの向上を図る。
 - ・ 身に付けるべきカウンセリングマインドに関する研修を実施する。
 - ・ 教育相談の在り方についての校内研修を実施する。
- (校内評価の充実)
- ・ 教師が生徒に寄り添う生徒指導を実践する。(教師自身と校内の他の職員)
 - ・ 生徒自身が「職員と生徒との信頼関係」について評価する。

7 1月29日の臨時PTA全体会～校長の説明内容の問題点 (P90～)

(1) 不十分な情報提供 (P91)

- ・ 校長が口述書を読み上げるだけの説明会。配付資料も聴き取り調査の質問項目を記したもののだけ。調査結果を詳しく知りたい方は「情報管理をしっかりとすることを条件に校長室で開示するので，事前に連絡をください。」学校は保護者の極々基本的な情報さえ共有しようとしなかった。

ア 対応等

1月29日に臨時PTA全体会が行われた。本事案についての説明であるが，校長が口述書を用いて30分間，11月4日当日の指導や家庭訪問にも触れる内容であった。保護者への資料としてはA4の1枚裏表であり，1月8日から15日にかけて全校生徒を対象に実施したアンケート調査の質問項目のみを示したものであったため，保護者にとっては，最も知りたい内容の報告を聞くことができず，不信感を募らせることとなった。

イ 問題点

【学校】

- ・ 前回の保護者会の際に，「詳しいことがわかったら」と再度開催する方針であったにもかかわらず，2か月もかかってしまい，保護者の不信感を招いたこと。
- ・ Aさんの死に至るまでの指導内容や経緯はもちろんのこと，基本調査結果の数値，分析，推察について，保護者の納得のいくような説明がなされていなかったため，保護者は不満を募らせる結果となったこと。
- ・ 詳しい内容については，「どうしても知りたい場合は情報管理をしっかりとすることを条件に誓約書の提出が求められ，校長室で開示することを発言したことで保護者の不安をさらにあおってしまったこと。

<p>【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の説明会までのスケジュールや内容について、事前に遺族やPTA役員、学校、教育委員会も加わって内容を検討する必要があったこと。
<p>ウ 原因・考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査までの期間に時間がかかりすぎているといわざるを得ない。計画的に保護者会までのスケジュールを立てる必要があった。 ・ 学校としてはアンケート結果に「学校や先生について思っていることや言いたいことがあれば書いてください」という項目があり、教師の暴力や、荒い口調での指導の状況が表出することを報告したくなかったのか、あるいは遺族の方々や生徒、保護者への配慮として不安をあおるような内容は公開したくなかったのではないかと思われる。しかし、そのことがかえって保護者の不信感を招く結果となってしまった。この件については事前に遺族、学校、教育委員会で十分に連携し、話し合った上で内容の説明会を行うべきであった。 <p>したがって、会に参加し、内容を聞いた保護者は納得のいかないものとなったと思われる。遺族の意向で控えたい内容、伝えてほしい内容をしっかりと踏まえたものでないと十分な理解は得られない。遺族と内容について話し合いをせずに説明会をしたことが、遺族に対する配慮であったと思われるが、逆に不信感や不満を募らせる結果となってしまった。</p>
<p>エ 再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族や関係者と連携を図りながら、保護者に公開すべき内容を具体的に検討していく。 ・ 保護者説明会を行うにあたっての留意事項や方法について、具体的な内容の打合せを行う。

(2) 校長がいじめと認識し、いじめを前提とした説明をしていること (P91～92)

- ・ 「Aくんがいじめをした」という認識をはっきり記しているものもある。市教委の誤った捉え方が地域に広がった結果である。
- ・ 教員の判断や思いはいつも正しく、それに生徒らの従わせることが生徒指導だと思い込んでいるようにも思われる。生徒の気持ちや立場を一顧だにしない、生徒に有無を言わせない指導には大きな問題がある。

<p>ア 対応等</p> <p>臨時保護者会において校長の口述書にはいじめを前提とした認識がなされ</p>
--

ている。続いて「たぶんA君も含めてこの何人かは、本人たちは、からかいであつたり、ふざけであつたり、ちょっかいを出した程度で、自分たちがいじめをしたという認識はなかったと思います。」とある。本人もいじめの認識がなかったのにも関わらず、強い指導があつたため、A君は大きなストレスを感じていた。

イ 問題点

【学校】

- ・ Aさんの行為はいじめだと一方的に認識して進めていたことが大きな問題だということ。
- ・ 通常は被害を受けた生徒からいじめに該当する内容の報告を受けたときは、校内において設置されている「いじめ対策委員会」を開き、職員で分担し、複数で、聴き取り調査を実施し、その聴き取った内容をもとに、情報を共有した上でいじめと認知するのが組織的な対応の手順であるが、通常の組織的対応がなされなかったこと。
- ・ いじめに対する対応マニュアルは校内において存在はしていたが、活用がなされなかったこと。

【教育委員会】

- ・ 各学校に対して、いじめに関する組織としての初動態勢のあり方を示した「いじめ防止等の基本的な方針」に沿った対応の在り方を周知できていなかったこと。

ウ 原因・考察

周囲の職員からも生徒指導においては頼られる存在であったX教諭は担任という立場もあり、自分が解決を図らないといけないという強い思いが働き、他の職員の力を借りずとも解決させないといけないという心理的プレッシャーが働いていたと思われる。早期解決を急ぐあまり、いじめの認知の過程を順序よく行わずに個人で判断してしまったのだと思われる。

エ 再発防止策

- ・ いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていく。
- ・ いじめが生じた場合には、いじめられている児童生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図る。

- ・ 心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性を育む取組につなげていく。
- ・ いじめを把握したら、管理職を含め関係者が話し合い、対応チーム（生徒指導主任、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任、スクール・カウンセラーなどで構成）を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進める。
- ・ いじめられている児童生徒には「絶対に守る」という学校の意思を伝えるとともに、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。
- ・ 必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得るとともに、いじめの内容によっては、教育委員会や警察との連携協力を行う。
- ・ 加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成するよう心に寄り添う指導を行う。
- ・ 丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。

(3) 家庭訪問時のX教諭の言動を正当化していること (P92～93)

- ・ 校長供述から、X教諭と祖母の発言に矛盾がないので、問題はなかったと言いたかった。
- ・ X教諭の主観では「励まし」であったとしても、「誰でも失敗はあるので、改善することができればいい。」の発言はAさんのBさんに対する言動を一方向的に「失敗」とみなした上で「改善」を求める言葉に他ならない。

<p>ア 対応等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ X教諭と祖母の発言に矛盾がないので、問題はなかったと説明し、家庭訪問時のX教諭の言葉についての説明はしなかった。 ・ 校長の口述書には原因は特定できないとしながらもBさんに係る指導が今 回の事故の引き金になった可能性がある旨の記述があった。
<p>イ 問題点</p>
<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aさんに対するこれまでの指導に対して、Aさんがどのように受け止め、どのような不満があったかを理解しないまま、一方向的な思いで事前連絡もなしに家庭訪問を行ったこと。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族や教育委員会と連携して臨時PTAの目的や説明内容等，十分に協議して実施する必要があったこと。 ・ 事実は事実として，遺族の了解を得て，説明する必要があったこと。 <p>【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の説明会までのスケジュールや内容について，事前に遺族やPTA役員，学校，教育委員会も加わって内容検討する必要があったこと。
<p>ウ 原因・考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族やPTA役員，教育委員会と連携して臨時PTAの目的や説明内容等，十分な協議が行われなかったこと。 ・ 事実は事実として，遺族の了解を得て，説明する必要があったこと。
<p>エ 再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事案が発生した場合，情報を共有し，聴き取りの方法や指導，家庭訪問の在り方について協議し，方針を決定して組織的に対応する方法等について示す必要がある。 ・ 遺族や関係者と連携を図りながら，保護者に公開すべき内容を具体的に検討していく。 ・ 保護者説明会を行うにあたっての留意事項や方法について，具体的な内容の打合せを行う。

(4) 実際には十分な検証がされていないこと (P93～94)

- ・ 検証の前提になる情報の共有が職員間でもなされていない。市教委アンケートは生徒の意見が多数あり，「教育の再検討」と「改善」にとって，格好の契機になるがこの情報についても職員間で共有されていない。

<p>ア 対応等</p> <p>1月8日から1月15日にかけて行われた全校生徒対象のアンケートが実施された。このアンケートの結果については，Aさんが亡くなったことに直接結びつく情報は少なかったが，先生方に対する生徒指導の在り方に対する提言とも言うべき内容が多く出されていた。しかしながら，この内容については職員間で共通理解されることはなく，検証，改善へと結びつけることはなかった。</p>
<p>イ 問題点</p> <p>【学校】</p>

- ・ 検証をとおして、明らかになった課題を職員間で共有し、改善策に向けた取組について検討すべきであったこと。
- ・ 再発を防止するための原因究明、改善策が講じられていなかったこと。

【教育委員会】

- ・ 学校に対して原因究明と再発防止策を実施するよう働きかけができていなかったこと。

ウ 原因・考察

本件に係るアンケート結果の内容を職員全体で共通理解し、検証を行ったり、改善策を議論したりすることは、再発防止に大いに必要不可欠なことである。生徒の意見や要望を真摯に受けとめ、共通理解を図らなければ改善策を講じることはできないであろうし、このまま従来の生徒指導が継続していけば、新たに重大な問題が起きる危険性がある。

エ 再発防止策

- ・ アンケートの内容については職員での共通理解を図り、課題となっていることについて、改善を図るように組織で取り組む。
- ・ 改善を図る内容については、学校評価等に盛り込み、学期毎に自己評価を行い、年間を通じて意識して取り組む。
- ・ 学校評価については、必ず保護者へ周知する。

8 次年度に至るまでのその他の問題点 (P94~96)

(1) 市教委指導主事らのアンケートから分かること (P94~95)

- ・ 指導内容についての記録はすべて生徒指導主任 (X教諭) が作成したものの。資料作成者が校長, 教頭等の管理職ではなく, 事案の「当事者」「関係者」であるX教諭自身であったことを理解し, その内容を受け止めなくてはならない。
- ・ 「市教委内の事後の情報共有する機会が少なかった。」等, 市教委自体の課題もあった。

ア 対応等
本事案に対して実施されたアンケートがあるが, 今後に生かすことが大事であるが, 検証して改善に生かされていない。その結果から日常的な職員の生徒に対する指導の様態に不満や不信感があったことがうかがえる。
イ 問題点
【学校】 事前・・・ 生徒指導態勢, 生徒指導部会の在り方に問題があった。 事故直後・・・ 生徒指導主任自身が事故の当事者であったため, 校長の指示を受け, 迅速かつ具体的なアクションがとれていないのが問題である。 事後・・・ 生徒指導態勢が確立されていない, また一部に負担が大き

<p>かったことが問題である。</p> <p>【教育委員会】</p> <p>事前・・・ 生徒一人一人に応じた指導態勢のサポートに問題があった。</p> <p>事故直後・・・ 教育委員会全体で、情報を共有する場を設けていないことが問題である。</p> <p>事後・・・ 情報を共有していないことが問題である。</p>
<p>ウ 原因・考察</p> <p>教員は生徒に関する様々な情報をもとに、適切な指導に努めなければならないが、生徒の情報共有ができていない。つまり管理職と教諭との連携が図れていない様子が伺える。また、教育委員会も日常的に情報共有の大切さを指導徹底していない。</p>
<p>エ 再発防止策</p> <p>生徒指導態勢の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通理解と情報共有の場 <p>生徒指導の方針、取組等については、年度当初に共通理解を図る。</p> <p>メンバー全員が理解する必要がある事柄を簡潔に整理しておく。</p> <p>状況、対応を報告する際には、配慮事項、依頼内容を明確に示す。</p> ・ 個別事案への対応の場 <p>事案に関わりの深い教職員を中心に少人数で構成する。</p> <p>コーディネーターを予め決めておく。</p> <p>コーディネーターは、メンバーにそれぞれの役割を具体的に示す。</p> <p>個別の配慮事項は、必ず全教職員に周知する。</p> ・ 検討と検証の場 <p>実施する時期及び内容について、年間計画で明示しておく。</p> <p>参加者は自分に求められている役割を理解する。</p> <p>報告内容、検討・検証の視点は資料等で予め示しておく。</p> <p>一回あたりの会議の検討内容を厳選し、設定した時間内で終わるようにする。</p>

(2) 教員評価「自己申告書（校長用）」の問題点（P95～96）

- ・ 臨時PTA全体会の口述書に「A君の死を無駄にせず」と記しているにもかかわらず、自己申告書に記入した内容では、何がどういけなかったの

か分からず、誰も何も学ぶことができないのではないか。

ア 対応等
校長としてどのような行動をとるべきか、そして、今後再発防止に向けて、どうすればよかったかというところまで踏み込んでいなかった。
イ 問題点
【学校】 校長としてどのような行動をとるべきであったか、また、再発防止に向けてどのようなことに取り組むべきであるかというところにまで、思いを寄せていないこと。また、次の校長にしっかりと引き継ぐために、現在できていることと、取組が不足していることについて整理し、まとめておく必要があった。 【教育委員会】 これまでの取組や、今後の学校の方向性についてどうあればよかったのか、校長として具体的にどう取り組むべきかを、まとめさせる必要があった。
ウ 原因・考察
校長が記入した自己申告書について、県から様式が決定されており、細やかに書くことができなかった。そのため、具体的な記載がなかったと考える。一方、再発防止について、校長としてどのように取り組むのかということについては、何らかの方法で示させる必要があった。
エ 再発防止策
<ul style="list-style-type: none">・ 自己申告書だけでなく、今後どのように取り組むことが必要か、また、できなかったことは何かを明確にして、しっかりと引き継ぐこと。・ これまでの取組や行動を振り返り、再発防止に向けてどのような取組をしていくのか、校長だけでなく、教職員、教育委員会も考え、具体的に方策を示し、実行していくこと。

9 次年度以降の問題点（詳細調査への対応）（P96～98）

- ・ 平成 28 年 4 月から赴任した Z 校長は、市及び市教委関係者の検討も進んでいる中で、「第三者委員会の設立の再考を保護者に要望」した。新しい校長として、積極的に「詳細調査」に協力し、事実を明らかにして、再発防止の取組につなげていくことが期待されていたが、文科省背景調査指針をも無視して、「詳細調査」への移行を思い止まってもらおうとしたことは、とても大きな問題。
- ・ Z 校長は、本委員会の調査に応じた教員から「何を聞かれ、この聴き取り調査にどのような感想・印象をもったか」を報告させていた。Z 校長のこの行為は、問題がある。（本委員会の設置規約第 7 条 3 項）

ア 対応等

遺族の両親は詳細調査を要望し、詳細調査に向けて手続きや準備が進んでいるなか、平成 28 年度 4 月から本中学校へ赴任した Z 校長は父親に対して「再考できないか」と要望した。その理由として「(第三者委員会の設置となると)全部周知、公になる。マスコミもくる。」「学校にも A さんのところにも。」や、「(調査が始まると)一番難儀をするのは A さんご自身、ご家族。」として再考を促している。

Z 校長は第三者委員会の調査に応じた教員に対して「調査委員会からは何を聞かれ、この聴き取り調査にどのような感想・意見をもったか」を報告させていた。

イ 問題点

「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」の詳細調査への移行について記してある部分には「設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断する。この際、第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい。」としている。

そしてさらに「すべての事案について詳細調査に移行することが望ましいが、難しい場合は、少なくとも次の場合に詳細調査に移行する。」として3点示されている。「ア 学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合」と「イ 遺族の要望がある場合」、「ウ その他必要な場合」である。

本事案については「ア 学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合」に該当するが、本来の背景調査の目的については「今後の自殺防止に活かすため」、「遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため」、「子どもと保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため」とされており、学校及び学校の設置者が、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要であるとされている。

- ・ これらの趣旨からも校長のとった行動については、国の指針とは異なる行動であったこと。
- ・ 第三者委員会の設置規約によると「関係団体に照会して、必要な事項の報告及び協力を求めること」が記されている。したがって、本委員会の業務の遂行にあたり、聴き取りを受けた職員、これから聴き取りを受ける職員に対して何らかの心理的な影響を与えていたこと。
- ・ 本事案が発生し、時間の経過とともに「背景調査」や「詳細調査」の必要性があることを学校に対して趣旨等を含めて「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」（文部科学省初等中等教育局通知）を具体的に示していなかったこと。

ウ 原因・考察

「（第三者委員会の設置となると）全部周知、公になる。マスコミもくる。」
「学校にもAさんのところにも。」や、「（調査が始まると）一番難儀をするのはAさんご自身、ご家族。」として再考を促していることから、事実が明らかになることを恐れている様子がうかがえる。しかしながら、校内の子どもたちの不安を危惧したり、遺族がマスコミにさらされることを心配したりしている様子もうかがえる。校長自身にも大きな葛藤があったと思うが、「子どもの自

殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」の趣旨をしっかりと理解しておけば、このような事態は防げたと思われる。

2つ目の課題についても、1つ目の課題と心理的な影響があったと理解することができる。学校にとって不都合なことがないか、遺族がマスコミにさらされないか、学校の子どもたちが不安に感じないか等々、あったかと思われる。理由は一つではなく、複数混在していたと思われる。

エ 再発防止策

- ・ 「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を参考に具体的な場面を想定した研修を行う。